

フリースクール等に通われている児童生徒のご家族への補助金制度をご利用ください

不登校傾向にある児童生徒（小学生・中学生・高校生）がそれぞれの特性に合った通いの居場所（＝フリースクール等）を確保し、不登校状態を起因とした孤立化を防ぐことを目的に、「鎌倉市フリースクール等利用児童生徒支援補助金」制度を開始します。



補助金額



児童生徒1人につき上限

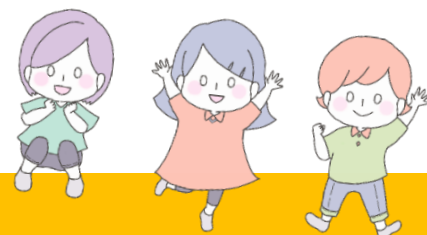
1 万円/月

児童生徒1人あたりの補助額は、1月につき、施設利用料（消費税及び地方消費税を除く）の3分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とします。

対象者

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- (1) 市内在住の児童生徒の保護者
- (2) 在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校が困難な児童生徒の保護者
- (3) 認定施設に、原則在籍する児童生徒の保護者
- (4) 児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校と認定施設が相互に情報共有することを承諾する保護者
- (5) 市や県が行う相談業務の趣旨に賛同する保護者
- (6) その他対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者
- (7) 市税の滞納がない保護者



申込方法・問い合わせ

市HPに掲載の申請書をダウンロードし、お申込みください。青少年課窓口、青少年会館、認定施設でも配布しています。現在の認定施設など、詳しくは市HPをご確認ください。

鎌倉市こどもみらい部青少年課 電話：0467-61-3886（課直通）
Email：k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp





申請のながれ（令和7年度）

STEP1

1. 申請書の提出

申請書は毎年度申請が必要です。

【締切日】

- 4月1日時点で入所の方（継続して入所の方）・・・4月30日
- 随時・・・入所（または体験などで費用が掛かった日）から翌月末まで

【提出物】

- ①鎌倉市フリースクール等利用児童生徒支援補助申請書（第1号様式）
- ②フリースクール等への通所に関する契約内容が分かるもの
- ③申請者が市外在住の場合は、前年度の市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

STEP2

2. 認定

市から【認定通知書】または【不認定通知書】が届きます。

認定された場合、1か月以内に、口座情報のご提出をお願いします。

※1度提出された方で同じ口座にお振込みの方は必要ありません。

STEP3

3. 実績報告書等の提出

3カ月に1度、計4回の提出が必要です。

【提出期間】

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| （1期）4月1日～6月30日の実績報告書 | ・・・7月1日～7月31日 |
| （2期）7月1日～9月30日の実績報告書 | ・・・10月1日～10月31日 |
| （3期）10月1日から12月31日の実績報告書 | ・・・1月1日～1月31日 |
| （4期）1月1日から3月31日の実績報告書 | ・・・4月1日～4月20日 |

【提出物】

- ①実績報告書（第6号様式）
- ②フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（7号様式）

※②の【フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（7号様式）】は認定施設に事前に案内していますので、作成は認定施設にお願いしてください。



GOAL

4. 補助金額の確定、払い込み

3で提出された、実績報告を精査し、【交付決定通知書】を市から送付します。確定した額を指定された口座に振り込みます。